

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 医療事故公表基準

平成 30 年 11 月 8 日

1 目的

岐阜県立多治見病院で発生した医療事故の内容や原因、改善策などを自ら公表することにより、病院運営ならびに医療の透明性を高め、医療事故防止の取組の推進及び他病院等での同種の医療事故の再発防止を目的とする。

2 用語の定義

1) 医療事故

過失の有無を問わず、病院の建物内や敷地内で医療の全過程において発生する人身事故を言う。

医療事故には、

- ・医療関係者に何らかの過失がある場合（医療過誤）
- ・医療内容に問題がないにもかかわらず起きた場合（過失のない医療事故）

の2つがある。

2) 医療過誤

医療関係者に何らかの過失がある場合を医療過誤という。

3 医療事故等のレベル基準

区分	判断基準
レベル0	間違ったことが発生したが患者さんには実施されなかった場合
レベル1	間違ったことを実施したが患者さんには変化が生じなかった場合
レベル2	事故により患者さんへの観察の強化が必要な場合
レベル3 a	簡単な治療や処置を要した場合
レベル3 b	濃厚な処置や治療を要した場合
レベル4 a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合
レベル4 b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合
レベル5	死亡（原疾患の自然経過を除く）

4 公表の基準

別表のとおり

5 公表の種類及び方法

公表に際しては、以下のように行う。

- 1) 個別公表は、記者発表あるいは当院のホームページ上で公表する。
- 2) 包括的公表は、1年間の該当事例をまとめて、当院のホームページ上で公表する。
- 3) 上記のほか、統計資料を当院のホームページ上で公表する。

6 公表する内容

- 1) 医療事故発生の概要（経緯、発生時の状況、発生後の処置等）、再発防止策等
- 2) 年度別の統計資料（レベル別、内容別の発生件数等）

7 公表にあたっての患者さんやご家族等への配慮

公表にあたっては、公表内容から患者さんやご家族及び当該医療従事者の特定につながらないように配慮する。なお、個別公表に当たっては、患者さんやご家族の意思を最優先に考慮し、事前に患者さんやご家族に公表内容を十分に説明し、原則として了解を得た上で公表する。

附則

この基準は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

区分	影響度		公表基準		
	レベル	判断基準	<過失のある事故> 医療過誤	<過失の疑いのある事故> 医療過誤か合併症等過失のない事故かの判断が困難なもの	<過失のない事故> 予期しなかった合併症、予期したものを上回った合併症等
インシデント （ヒヤリ・ハット）事例	0	間違っただけで発生したが患者さんには実施されなかった	<p>インシデントについては、本基準の対象としない。 ※統計資料（影響度別、内容別の発生件数等）は、 当院ホームページに掲載する。</p>		
	1	間違っただけを実施したが患者さんには変化が生じなかった場合			
	2	事故により患者さんへの観察の強化が必要な場合			
	3a	簡単な治療や処置を要した場合			
アクシデント （医療事故）	3b	濃厚な処置や治療を要した場合	<p>【包括公表】</p> <p>①医療事故（レベル3b以上）の影響度毎の件数と他の医療機関の事故防止につながると考えられる事例及び再発防止策について当院ホームページに掲載する</p> <p>②公表は年間分をまとめて年1回行う。</p>		
	4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない場合			
	4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う場合	【個別公表】 事故発生後、速やかに公表する。[報道機関に医療事故の概要について資料提供を行う。]	【個別公表】※原則事後公表 医療事故調査会等による調査の結果、①医療過誤（またはその可能性が大きいこと）と判断される場合は速やかに公表する。[報道機関に医療事故の概要について資料提供を行う。] ②調査の結果、過失が特定できなかった場合は、他の医療機関の事故防止につながる事例など公表することの社会的意義が大きい場合については、理事長の判断で公表する。[事故の概要及び再発防止策等を当院ホームページに掲載する。]	【原則公表しない】 他の医療機関の事故防止につながる事例など公表することの社会的意義が大きい場合については、理事長の判断で個別公表する。[事故の概要及び再発防止策等を当院ホームページに掲載する。]
	5	死亡（原疾患の自然経過を除く）			

注) 患者影響レベル及び過失の有無にかかわらず多数の患者に被害が及ぶなど社会的影響や病院運営への影響が大きいと考えられる場合、また、医薬品の予想されていなかった副作用や、医療機器・用具の欠陥による事故等、公表することが他の医療機関の事故防止に明らかにつながる事例については、理事長の判断で個別公表を行う。